

令和6年度 龍ヶ崎市保育ルーム 入所のご案内



©龍ヶ崎市

龍ヶ崎市 福祉部 保育課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地
TEL :0297-64-1111(内線 270・178)

(令和5年11月作成)

◆保育ルームの内容◆

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）

保育ルームは、市内の小学校に在学する児童（1年生から6年生）を対象に、保護者が仕事や病気等のため児童の保育にあたれない場合、放課後や夏休みなどの長期休みの期間、学校の余裕教室やプレハブ専用施設を活用して、適切な遊びや安全に過ごせる場を提供することで、児童の健全な育成を支援する事業です。

2. 保育ルームの活動内容

毎日概ね2～3人の放課後児童支援員および放課後児童支援補助員（以下「支援員等」といいます。）が児童の見守りにあたります。保育ルームの主な活動は、次のとおりです。

- ①放課後等における児童の安全管理
- ②遊びや集団活動を通じた児童の育成指導
- ③保護者や学校との連携による児童の育成指導
- ④その他、児童の安全管理や育成に必要な活動

3. 保育ルーム実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

保育ルームの入所申込みは毎月受け付けしています。

詳しくは「◆保育ルーム入所申込み手続きについて◆」（2ページ以降）をご覧ください。

4. 保育ルーム閉所日

- ①日曜日・国民の祝日（振替日を含む。）
- ②年末・年始休み 12/29～1/3
- ③臨時休校日
 - ・上記のほか、台風・大雪等で臨時休校となったとき。
 - ・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の感染症で学級・学年閉鎖となった場合、その学級・学年の児童は通所できません。

5. 保育ルーム開設時間

- ①通常(授業のある日)の場合・・・・・・・・・・・・学校の終了時刻から午後6時30分まで
 - ②土曜・長期休み(夏休み等)・振替休業日など・・・・午前8時から午後6時30分まで
- ※保護者の就労時間や就労場所により、早朝利用（午前7時30分から入室）を希望する場合は、「保育ルーム入所申込書」内の該当欄に記入し、お申し込みください。
- ※土曜日での利用はできません。

6. 保育ルーム入所資格

- ①龍ヶ崎市立小学校に在籍する児童であること。
- ②保護者が居宅外での労働を常態（※）としていること。
- ③保護者が居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働を常態（※）としていること。
- ④保護者が親族の看護又は介護をすることを常態（※）としていること。
- ⑤保護者が家庭外就学中又は技能訓練中であること。
- ⑥妊娠中又は出産後（産前産後2ヶ月以内）であること。

（※）「常態」・・・月(平均)12日以上就労(看護又は介護を含む)していること。

7. 児童の帰宅・長期休みの登所方法について

- ・児童の安全を確保するため、保護者等(父母・祖父母・兄姉(高校生以上))による送迎をお願いします。兄姉でも中学生以下の送迎は、安全上認められません。
- ・やむを得ず保護者によるお迎えが困難な場合に限り、入所決定後に「ひとり帰りの届出書」の提出により児童だけの帰宅を認めています。その場合、保育ルームから自宅までの安全管理は、保護者が一切の責任を負います。

8. 退所要件

次に掲げる状況が判明した場合には、保育ルームを退所いただく場合があります。予めご承知おきください。

- ①保育ルーム入所資格に該当しないと判断されたとき。
- ②児童の保育ルームへの通所が、不定期又は限定されているなど、保育ルーム入所の必要性が乏しいと判断されたとき。
- ③正当又はやむを得ない事情もなく、保護者負担金を長期に亘り滞納(概ね3ヶ月)したとき。
※正当又はやむを得ない事情とは、失業、傷病・介護(本人・親族等)、災害などによる収入や支出の急激な変化を伴う場合。

◆保育ルーム入所申込み手続きについて◆

○申込み受付

受付場所	市役所 保育課 (書類審査の関係上、東部・西部出張所、市民窓口ステーションでは受付できません。)
申込み受付期間	<u>令和6年4月から入所を希望する方</u> 令和6年1月15日(月)～令和6年2月16日(金)(閉庁日を除く。) <u>令和6年5月1日以降に入所を希望する方</u> 入所希望月(入所日は原則として1日付けです。)の前月15日(土・日・休日の場合はその直前の平日)までです。 <u>長期休み期間(夏休み・冬休み・春休み)のみ入所を希望する方</u> 入所受付期間を別途設けています。市広報紙『りゅうほー』や市公式ホームページでお知らせしています。 ※夏休み6月上旬・冬休み11月上旬・春休み1月上旬(新年度受付期間と同じ)を予定。

※通年で保育ルームを利用している場合は、各長期休みの再申請は必要ありません。

1. 提出書類

①『保育ルーム入所申込書』(様式第1号)・・・児童1人につき1部

- ・両面(表・裏)記載が必要です。
- ・利用は「平日(長期休み含む)」又は「平日+土曜日(長期休み含む)」のいずれかです。
なお、土曜日だけの利用はできません。

② - 1 就労を理由とする場合

『就労証明書』又は『自営業等申告書』

- ・会社等に勤務(又は勤務が決定)の場合、就労先での証明を受けてください。
 - ・自営業や農業を営んでいる場合は『自営業等申告書』をご自身で記入し、添付書類をご用意いただくか、または、第三者(親族以外の方)の証明が必要です。
- ※就労日数が月12日に満たない場合は、複数の証明が必要です。
※年度内の再入所の場合も、就労状況が変更になった場合は再提出が必要です。

② - 2 本人の疾病や障がい、または、家族の介護や看護を理由に入所する場合

『診断書』(様式第4号)または『障がい者手帳の写し』

- ※医療機関等で証明を受けてください。
(証明を受けるまで日数を要する場合がありますので、早めの依頼をお勧めします。)

② - 3 本人が学生であることを理由に入所する場合

『学生証の写し』及び『時間割表(授業カリキュラムが分かる書類)の写し』

② - 4 妊娠中または出産後(産前産後2ヶ月以内)を理由に入所する場合

『母子健康手帳の写し』(表紙と出産予定日がわかるページの写し)

[例1] 父…外勤・母…看護・介護

→ 父…『就労証明書』 母…『診断書』または『障がい者手帳の写し』

[例2] 父…農業・母…妊娠中または出産後(産前産後2ヶ月以内)

→ 父…『自営業等申告書』 母…『母子健康手帳の写し』

③口座の登録・『口座振替依頼書』または『Web口座振替登録』を使用して登録

【口座振替依頼書を用いての登録の場合】

- ・口座振替取扱金融機関は4ページ参照。届出印欄は、金融機関届出印を押印してください。書類を書き損じた時は、見え消し線で訂正し、その箇所に届出印を押印してください。
- ・3枚複写の用紙になっていますので、1、2枚目をご提出ください。

【Web口座振替登録の場合】

- ・市公式HPから口座振替サイトにアクセスして基本情報、口座情報等入力してください。
- ※みずほ銀行・中央労働金庫・水郷つくば農業協同組合は『口座振替依頼書』でのお申し込みのみご利用可能です。

※①～③の書類がそろっていない場合は、受付できません。

※申請書等用紙は、市のホームページからダウンロード可能です。また、保育課や各保育ルームにもおいてありますので、必要な方はお申し出ください。

※提出された書類に変更(住所・氏名・家族構成・勤務先等)が生じたときは、速やかに保育課に届け出をしてください。

④『保育ルーム土曜利用変更申出書』

土曜日の利用を申し込む場合や、取り消しをする場合に必要です。変更希望月の前月15日までに保育課に届け出をしてください。

2. 入所申込み時の注意事項

- ①申込時に、必要に応じて状況確認のため聞き取り調査を行う場合があります。保護者又は保護者に代わる方（児童の状況を把握されている方）が、保育課へお越してください。
- ②申込書を提出した後で、申込みを取り下げる場合は、早急に保育課までご連絡ください。なお、入所希望日以降の申し出の場合は、保護者負担金が発生しますのでご注意ください。
- ③保育ルームを退所する場合は、『退所申出書』（保育ルーム、保育課窓口、市のホームページからダウンロード可）を提出してください。
※最終通所日(退所日)は、申出日を遡ることができません。
- ④特別に配慮が必要な児童には、加配（専属で見守りにあたる支援員等）を配置することが可能です。受け付け時にあらかじめお申し出ください。

3. 保護者負担金について

- ①平日のみの利用は月額 5,000 円、平日と土曜日利用は月額 6,000 円です。
- ②兄弟等で二人以上の児童が保育ルームに入所している場合は、一人目の児童の負担金は 5,000 円（6,000 円）ですが、二人目以降の児童にかかる負担金は半額の 2,500 円（3,000 円）となります。
- ③月途中での入所又は退所があった場合は、日割計算となります。
日額 300 円（平日＋土曜日利用も同額。）で計算します。月額 2,500 円（3,000 円）を負担している場合は日額 150 円となり、在籍日数（開所日）を乗じた額となります。日割計算の結果、月額が 5,000 円（6,000 円）、二人目以降の場合は 2,500 円（3,000 円）を上回る場合は、5,000 円（6,000 円）、二人目以降の場合は 2,500 円（3,000 円）を上限とします。

◆保護者負担金の納入方法について

保護者負担金は「口座振替」での納付となります。

※口座振替日は、毎月末日（12月は25日。振替日が土・日・休日の場合は翌平日。）です。振替結果は通帳でご確認ください。（口座振替の場合、領収証は発行しません。）

※残高不足等により口座振替不能となった場合は、再度の振替はできないため、後日「口座振替不能通知書（納付書）」をお送りします。市役所（本庁舎、東部・西部出張所、市民窓口ステーション）又は指定金融機関で納めてください。

※長期（3ヶ月）に亘り負担金を滞納したときは、退所の扱いとなる場合があります。

《口座振替予定日一覧》

利用月	口座振替予定日	利用月	口座振替予定日
4月	令和6年5月31日(金)	10月	令和6年12月2日(月)
5月	令和6年7月1日(月)	11月	令和6年12月25日(水)
6月	令和6年7月31日(水)	12月	令和7年1月31日(金)
7月	令和6年9月2日(月)	1月	令和7年2月28日(金)
8月	令和6年9月30日(月)	2月	令和7年3月31日(月)
9月	令和6年10月31日(木)	3月	令和7年4月30日(水)

《口座振替取扱金融機関》

- | | | |
|---------|--------------|----------|
| ◇筑波銀行 | ◇みずほ銀行 | ◇三井住友銀行 |
| ◇常陽銀行 | ◇水戸信用金庫 | ◇茨城県信用組合 |
| ◇中央労働金庫 | ◇水郷つくば農業協同組合 | ◇ゆうちょ銀行 |

◆保護者負担金を免除する制度があります。

次のいずれかの要件を満たす方で、保護者負担金の免除を希望する場合は、「放課後児童健全育成事業負担金減免申請書」を保育課へ申請してください。該当となった方は、申請のあった翌月より保護者負担金が免除となります。（要件を満たしていても、市の決定を経ない場合は減免できません。）

- ・児童の保護者が、生活保護法による生活保護を受けている場合。
- ・児童の世帯が、母(父)子家庭で、前年度分の住民税が非課税世帯の場合。

※減免を申請する方のうち、令和5年1月1日現在、龍ヶ崎市に住民登録のない方は、住民登録があった市区町村で「令和5年度市(区・町・村)民税課税証明書」を取り寄せ、減免申請書とともに提出してください。（詳しくは、該当する市区町村税証明担当課にお問い合わせください。）

4. おやつ代について

月額 2,000 円です。保育ルームに納入をお願いします。長期休み期間（夏休み・冬休み・春休み）などはこの限りではありませんので、保育ルームにお尋ねください。

5. 入所決定

入所決定通知書は、原則として入所月の前月20日前後に郵送します。
春休み期間及び年度当初の入所決定通知書は「3月初旬」、夏休み期間の入所決定通知書は「7月初旬」、冬休み期間の入所決定通知書は「12月初旬」に郵送する予定です。

6. 入所にあたって

入所決定通知書が届いた方は、入所の前に、支援員等から保育ルームでの生活の決まり等に関する説明を受けてください。

7. スポーツ安全保険への加入について

①保険料（年額800円。年度内有効です。）
保育ルームで活動時間中の万一の事故等の備えとして、スポーツ安全保険への加入をお願いします。保育ルーム内の活動（保育ルームから帰宅までを含む）時にケガ等を負い、その際のケガ等が原因で1日以上通院した場合に保険金が給付されます。
保険料は、入所申請の際に保育課窓口にてお渡しください。

年間掛金 /1人当り	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭費 用保険支払限 度額
	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて 180日以内			
			入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
800円	3,000 万円	4,500 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

☆☆龍ヶ崎市保育ルーム一覧☆☆

名称	所在地	電話番号
龍ヶ崎小保育ルーム	龍ヶ崎市 3316 番地	[A]070-7591-6752[B]070-7591-6753
大宮小保育ルーム	龍ヶ崎市大徳町 4945 番地	070-7591-6774
八原小保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1 丁目 22 番地 4	[A]070-7591-6768[B]070-7591-6769 [C]070-7591-6770[D]070-7591-6771 [E] 070-7591-6772
馴柴小保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3135 番地	[A]070-7591-6758[B]070-7591-6759 [C]070-7591-6760[D]070-7591-6761
川原代小保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町 3518 番地	070-7591-6775
龍ヶ崎西小保育ルーム	龍ヶ崎市 8810 番地	[A]070-7591-6756[B]070-7591-6757
松葉小保育ルーム	龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地	[A]070-7591-6754[B]070-7591-6755
長山小保育ルーム	龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1	[A]070-7591-6762[B]070-7591-6763
馴馬台小保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 23 番地 1	[A]070-7591-6764[B]070-7591-6765
久保台小保育ルーム	龍ヶ崎市久保台 2 丁目 3 番地	[A]070-7591-6766[B]070-7591-6767
城ノ内小保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 27 番地	[A]070-7591-6776[B]070-7591-6777 [C]070-7591-6778[D]070-7591-6779

※一部の保育ルームでは、土曜日は合同クラスで開設しています。